

第10期柏市高齢者いきいきプラン21策定支援業務委託 プロポーザル募集要領

1 業務委託の目的及び概要

(1) 目的

本業務委託は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく「第10期柏市高齢者いきいきプラン21（令和9年度から令和11年度）」の計画策定にかかる支援業務を委託するものである。

高齢者の増加及び後期高齢化，生産年齢人口の減少がますます進行していく中，高齢者を取り巻く課題やニーズはこれまで以上に複雑化・複合化しており，これらの問題に対応するためには，中長期的な視野に立った施策の展開を図る必要がある。

第10期柏市高齢者いきいきプラン21の策定にあたり，高齢者に係る各種調査，調査結果の分析，考察，計画策定に必要な各種データの収集・分析及び課題の整理等を行い，将来推計及び施策の方向性を検討していく必要があることから，民間事業者のノウハウを活かした高い分析力及び企画力を求めるものである。

(2) 業務内容

- ア 第10期計画策定のための基礎調査
- イ 第10期計画策定
- ウ 柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会
- エ 業務の進捗管理

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予定金額（上限金額）

予定契約期間2年間の合計の予定金額は，15,933千円（令和7年度：7,433千円，令和8年度：8,500千円が各年度の上限額）を上限額とする。

※消費税及び地方消費税を含む金額（10%で計算）

※令和8年度における予算は，債務負担行為を設定している。

2 参加資格

参加資格を有する者は，公募日から契約締結日において，次の

要件の全てを満たす者とする。

(1) 下記区分において、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

ア 業種区分：委託

イ 営業種目：調査・計画

ウ 取扱品種目：健康・福祉計画

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

(4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公募の日6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

(6) 本店が日本国内にあり、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。）。

(7) 許認可等

このプロポーザルにより選定された受託業者は、次のいずれかの許認可を有していること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク

イ ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001

(8) 本市を含め、契約日時点で人口が20万人を超える市区が令和2年度以降に発注した、契約期間が1年以上の、高齢者福祉の分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務受託の履行実績があること。

なお、実績の案件の同一又は別を問わない。

3 全体スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年 4月 1日 (火)	公募日 参加意思表明書等受付開始 質疑書受付開始
令和7年 4月21日 (月) 午後5時まで	質疑書受付終了
令和7年 4月28日 (月)	質疑書に対する回答
令和7年 4月28日 (月) 午後5時まで	参加意思表明書等受付終了
令和7年 5月2日 (金)	参加の可否通知 提案書等受付開始
令和7年 5月15日 (木) 午後5時まで	提案書等受付終了
令和7年 5月28日 (水)	プレゼンテーションの実施
プレゼンテーションの実施日から約1週間後に通知	審査結果通知発送
令和7年 6月13日 (金)	契約日 (予定)

※1 各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

※2 受付は，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

4 質問受付

委託業務の内容，提案書等の作成及び提出等について質問事項がある場合には，次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）から同年4月21日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

質疑書（第5号様式）に必要事項を記入の上，電子メール（送信先：kourei@city.kashiwa.chiba.jp）で提出すること。メールの件名には【いきいきプラン21プロポーザルに係る質問】と記載し，送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。

なお、電話など口頭による質問、及び、評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）については受付及び回答は一切しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月28日（月）までに、柏市オフィシャルウェブサイトにて掲載する。

5 参加意思表示

プロポーザルへの参加を希望する場合には、次のとおり書類を提出すること。提出期限までに提出が無かった場合は、プロポーザルへの参加は認めない。

(1) 参加意思表示期間

令和7年4月1日（火）から同年4月28日（月）午後5時まで（必着）（ただし、土日祝日を除く）

(2) 提出先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市役所健康医療部高齢者支援課

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

- ア 参加意思表示書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- エ 会社（法人）概要（第4号様式）
- オ 2（7）を確認できる書類の写し
- カ 2（8）の実績の契約書の写し及び仕様書

(5) 参加の可否

参加資格の審査を行い、令和7年5月2日（金）までに参加意思表示をした全ての者に対して参加の可否を電子メールにより連絡する。

6 辞退の方法

参加意思表示をした後に参加を辞退するときは、令和7年5月15日（木）午後5時までに辞退届（第6号様式）を柏市健康医療部高齢者支援課まで郵送又は持参により提出すること。この場

合において、参加の辞退は、撤回することができない。

なお、提案書等の提出期限を経過しても提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 提案書等の作成及び提出

プロポーザルへの参加意思表示をした者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年5月2日（金）から同年5月15日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市役所健康医療部高齢者支援課

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

参加意思表示をした者は、次に掲げる書類を8部（正本1部、副本7部）提出するものとする。

ア 実施体制計画書（第7号様式）

イ 提案書（自由様式）

ウ 経費見積書（自由様式）

エ 業務工程表（自由様式）

オ 2（8）で作成した計画書を一部抜粋したもの。計画書の内容を修正または加工したものは不可とする。

(5) 提案書に記載する事項

10期計画策定のための基礎調査における調査項目の提案

(6) 提出書類作成等に当たっての留意事項

ア A4判で作成し、1部ずつファイルにとじること（ファイルの表紙及び背表紙に提出者名及び正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号を付けること。）。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルにとじることができれば可とする。

ウ 使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。

エ 提案書のページ数や文字数の制限は、不問とするが、極端

に多くならないようにする。

なお、別冊資料の添付は、不可とする。

オ カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は，可とする。

カ ページ番号を振ること。

キ 書類提出後の記載内容の変更及び差し替えは，不可とする。

(7) その他提案書等の作成及び提出に当たっての留意事項

ア 費用負担等

提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに際して必要となる費用は，提案書等の提出者の負担とする。

また，提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に，提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽等が含まれるときは，提案書等の提出者の費用負担と責任において，あらかじめ，当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 理由の如何を問わず返却は行わない。

(イ) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は，その対象となる場合がある。

(ウ) 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

(エ) 選定作業等に必要な場合には，複製を作成することがある。

ウ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

(ア) 異なる提案を複数提出したとき。

(イ) 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

(ウ) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき。

(エ) 予定金額の上限金額を超えるとき。

(オ) 仕様を満たさない提案であるとき。

(カ) 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。

(キ) その他，提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき。

エ 実施体制

実際に受託した際は、実施体制計画書に記載した体制と同程度（レベル）の体制とするよう努めなければならない。

オ 再委託等の禁止

受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

8 審査項目、審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査に当たっては、別紙1のプロポーザル審査評価基準に基づき、柏市プロポーザル方式選定委員会（第10期柏市高齢者いきいきプラン21策定支援業務委託）の選定委員が各100点満点で採点する。各選定委員の採点結果を合計し、次の（1）及び（2）の要件を満たす者の中から、最高得点者を委託候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数あった場合には、委員長の点数が一番高い最高得点者を委託候補者とする。また、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、選定するかを委員会で総合的に判定する。

(1) 合計点が満点の60%以上であること。

(2) プロポーザル審査評価基準の項目2、3及び4の各項目の採点結果が、各項目において満点の60%以上であること。

9 プレゼンテーション

プレゼンテーションは次のとおり実施する。

(1) 日時

令和7年5月28日（水）

※日時、場所等の詳細については、本プロポーザルの参加資格を有し、提案書等の提出をした者に対し、別途通知する。

※順番については、柏市が抽選を行う。

※提案書等を提出した者が、プレゼンテーションに出席しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーションに20分、質疑応答に20分程度

※応募事業者数により変更する可能性あり。

(3) プレゼンテーションの出席者

ア 3名までとする。

イ 責任者または主担当者を中心に説明すること。

(4) その他

ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

イ 当日の説明資料の配布は認めない。

ウ プロジェクターやパソコン等の機材の貸出及び使用は認めない。

1 0 審査結果通知

審査結果（採用・不採用の結果のみ）については、提案書等の提出をし、プロポーザルに参加した者（審査結果通知前に参加を辞退した者（参加を辞退したものとみなされた者を含む。）を除く。）に対し、書面により通知する。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

1 1 結果公表

このプロポーザルにより契約候補者を決定したときは、その結果を柏市オフィシャルウェブサイト公表する。

1 2 契約手続

最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案者と見積り合わせの上、契約を締結する。

なお、本プロポーザルにおいて提案者が提案した業務体制を満たす見込みがないと柏市が判断した場合は、契約を締結しないこと等がある。その場合には、次点者と協議を行う場合がある。

1 3 担当部署及び連絡先

柏市健康医療部高齢者支援課計画調整担当 石川

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号 04-7168-1996（直通）

メールアドレス kourei@city.kashiwa.chiba.jp

1 4 その他

(1) このプロポーザルに参加しなかった場合や、参加意思表示の後、審査結果通知の前までに辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

(2) 交通渋滞・通行止め等の道路事情，公共交通機関の遅延・運休等，郵便事故，電子メールの通信事故等については，柏市はいかなる責任も負わない。